平成２２年（フ）第１２９号
広島県呉市阿賀南３丁目７番17号
債務者　沖田　利砂（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１３１号
広島県呉市三条１丁目３番22号
債務者　高橋　　満
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１３３号
広島県呉市広中新開１丁目３番10―302号
債務者　山田　卓壮
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第３０９号
愛媛県伊予市下吾川410番地１棟15号
債務者　奥田　　進
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３３６号
愛媛県松山市山越１丁目６番２号　山越団地２棟14号
債務者　末光　敏江
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３４４号
愛媛県松山市姫原３丁目６番40号　ネオハイツ姫原306号
債務者　岩谷　昌美
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３５６号
愛媛県松山市新立町１番15号　サザンコートⅥ　201号
債務者　西森　啓祐
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３６２号
愛媛県伊予郡松前町大字南黒田138番地
債務者　山下　敦美
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４３６号
高知市横浜145番地９
債務者　小笠原成浩
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４４２号
高知県南国市篠原1733番地３　幸佐ハイツ102号
債務者　和田　広美
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４５２号
高知県南国市東崎1351番地２
債務者　山西　秀幸
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４５５号
高知市横浜新町１丁目301番地　県住横浜第２団地Ｎ―907号
債務者　能勢　朝裕
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４５９号
高知市鴨部３丁目32番15号改住61号、住民票上の住所高知市二葉町８番18号
債務者　吉川　重子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４６２号
高知市横浜1225番地
債務者　布野　雅洋
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４６４号
高知市神田2237番地１　ハイツＭＩＮＴ301号
債務者　岡坂　涼子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９２号
福岡県飯塚市長尾22番地130
債務者　佐藤　士郎
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第４２号
佐賀市白山１丁目５番６―301号
債務者　品川誠一郎
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３号
佐賀市白山１丁目５番６―301号
債務者　品川あや子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係